

空き家等に関する相談窓口のご案内

(令和8年8月版)

松浦市では、民間事業者や国・県の機関等と連携し、
空き家等の様々な相談に対する窓口をご案内しています。
あなたに合った窓口にご相談ください。
(空き家になる前から相談できます)



〇空家等管理活用支援法人

松浦市では、市と連携して空き家対策に取り組む事業者を『空家等管理活用支援法人』に指定しています。

法人名	活動内容	連絡先等
コウキラボ 株式会社kowkilab	古民家・空き家の再生活用に関する設計業務等	松浦市志佐町高野免 956-7 Tel0956-72-1447
一般社団法人まつうら コミュニティデザイン	空き家バンクの紹介、賃貸の相談、リフォームのアドバイス等不動産に関する総合的な相談、地域情報の提供	松浦市志佐町里免 384-1 Tel090-3199-9592 (山口)
川内産業株式会社	空き家の相談、管理、空き家バンクの掲載、リフォーム・利活用のアドバイス、情報提供（リフォームの補助金、資金計画等）	佐賀県伊万里市山代町峰 5626-1 Tel0955-28-3456
株式会社カチタス	空き家の買取（家財、荷物ありでも対応可）、リフォーム済中古住宅の販売	(佐世保支店) 佐世保市日字町 593 Tel0956-31-7270
アルバリンク 株式会社AlbaLink	空き家に関する相談のワンストップ窓口対応、空き家の再生・利活用（流通困難物件の査定・買取）等	(全国相談窓口) Tel0120-897-461

〇空き家バンク

賃貸・売買をしたい空き家（住宅・店舗）を登録し、市のホームページ等で紹介しています。登録は市と協定を結んだ協力事業者が行います（移住者向けなど地域活性化のために空き家を活用する場合は、所有者が直接登録できます）。

●制度に関する窓口：松浦市役所都市計画課住宅係

Tel 0956-72-1111 (内線 265、234)

●登録に関する窓口：

地域活性化に活用する場合：松浦市役所都市計画課住宅係

通常の賃貸・売買の場合：空き家バンク協力事業者（下記のとおり）

空き家バンク協力事業者

登録番号	事業所名	連絡先等
1	株式会社グッド・ハウス	松浦市志佐町里免 315 Tel0956-72-3718
2	イニシャル不動産	松浦市志佐町浦免 1724 Tel0956-76-7202
3	信和建設株式会社	松浦市御厨町池田免 30 Tel0956-75-0640
4	西九州不動産	松浦市志佐町浦免 1725 Mビル1F Tel0956-72-0460
5	シゲマツ不動産有限公司	佐賀県伊万里市立花町 3997-5 Tel0955-23-2226
6	有限会社アオバ	佐世保市吉岡町 1746-2 Tel0956-59-7779
7	ダイア不動産株式会社	佐賀県伊万里市新天町 666 Tel0955-23-2626
8	川内産業株式会社	佐賀県伊万里市山代町峰 5626-1 Tel0955-28-3456
9	株式会社あるある不動産	東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷 1079 Tel0956-56-8866

※登録は無料です（成約時には協力事業者への仲介手数料が発生します）

《補助金のご案内》

松浦市空き家バンク利活用推進補助金

空き家バンク登録物件のリフォーム、不要部分の解体、残置物撤去などに活用できます。

(対象経費の1/2補助 上限50万円)

お問合せ：松浦市役所都市計画課住宅係



○空き家の解体

解体事業者にご相談ください。おおよその解体費用を知りたい方は、(株)クラッソーネの解体費用シミュレーターを市ホームページに掲載していますので、ご活用ください。また、老朽化した危険な空き家で要件に該当するものは、「松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助金」の活用ができます。



解体費用シミュレーター
(松浦市版)



≪補助金のご案内≫

松浦市老朽危険家屋除却支援事業補助金
老朽化し危険な空き家で、要件に該当するもの
(対象経費の1/2補助 上限100万円)

※事前調査が必要です。詳しくはお問い合わせください。
お問合せ：松浦市役所都市計画課住宅係



◇空き家解体ローンの優遇措置が受けられます
上記補助金を活用して空き家を解体される場合は、(株)十八親和銀行の空き家解体ローンの金利が優遇されます。

●お問合せ：十八親和銀行ダイレクトローンセンター
TEL：0120-558-255

○空き家の管理

遠方にお住まいなどの理由で、所有者ご自身での空き家の維持管理が難しい場合は、業者に管理を委託するなどの方法があります。松浦市は、松浦市シルバー人材センターと「空家等の適正な管理の推進に関する協定」を締結しています。また、管理の相談に対応している空家等管理活用支援法人（表面に記載）もあります。

●お問合せ：松浦市シルバー人材センター TEL0956-72-5500

○登記に関すること

令和6年4月1日から相続登記、令和8年4月1日から住所等変更登記が義務化されました。不動産（土地・建物）を相続したり、所有者が住所や名前を変更した場合は、法務局で登記を行ってください。

●お問合せ：長崎地方法務局 平戸支局 TEL0950-22-2263

○空き家の譲渡所得の特別控除

被相続人の住まいを相続した人が、相続した日から3年を経過する日の属する年の12月31日までにその家屋や土地を譲渡し、一定の要件を満たす場合は、譲渡所得から3,000万円が控除される制度があります（適用は令和9年12月31日まで）。

●お問合せ：お住まいの地域の税務署



○低未利用土地の譲渡所得の特例措置

都市計画区域内にある低未利用土地を譲渡した人が、一定の条件を満たす場合、長期譲渡所得から100万円が控除される制度があります（適用は令和11年12月31日まで）。

●お問合せ：お住まいの地域の税務署

○相続土地帰属制度

相続した土地を管理できない、利用する予定がない場合などに国に帰属させる制度があります。

●相談窓口（事前予約制）

長崎地方法務局（不動産登記部門） TEL095-826-8127

○その他の相談窓口

●空き家・空き地の総合相談窓口（専門のアドバイザーによる相談）
アキソル（無料相談） TEL0120-772-135